

令和元年度決算に基づく 健全化判断比率等を公表します。

自治体が財政の健全化を判断するための指標（実質公債費比率など4指標）と公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が、法律により義務付けられています。また、これらの各指標が一定基準以上になった場合は、財政の早期健全化や再生を図るための計画の作成などが必要となります。

	魚 沼 市		早期健全化 基 準	財政再生 基 準	概 要
	平成 30 年度	令和元年度			
実質赤字比率	—	—	12.73	20.0	財政運営の深刻度を示します 福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの（魚沼市の普通会計の実質収支は黒字のため該当しません。）
連結実質赤字比率	—	—	17.73	30.0	市全体の財政運営の深刻度を示します 市の全会計の赤字や黒字を合算（連結）し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの（魚沼市の全会計の実質収支は黒字のため該当しません。）
実質公債費比率	6.5	7.1	25.0	35.0	資金繰りの危険度を示します 借入金の返済額（公債費）と、これに準ずる額の大きさを指標化したもの
将来負担比率	26.8	34.0	350.0		将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します 一般会計の借入金（地方債）や将来的に支払う可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化したもの
資金不足比率	—	—	20.0		経営状況の深刻度を示します 公営企業の資金不足（赤字）を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもの（魚沼市の公営企業会計に資金不足は生じていないため該当しません。）

※表中の「—」は、赤字額・不足額のないことを表しています。

新庁舎建設に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率は前年度よりも上昇しましたが、いずれの指標も、早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営となっています。今後数年は、普通交付税額の減少や平成25年度より実施した複数の大型建設事業の影響により、実質公債費比率と将来負担比率は上昇傾向となりますが、早期健全化基準を上回るような、極端な上昇はしない見込みです。